

安全報告書



2023年度

富士急静岡バス株式会社

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

富士急静岡バス株式会社では、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

〈 安全方針 〉

安全はすべてに優先

120%の安全確保に努め、お客様に安全・安心をお届けします。

法令及び諸規則の順守

法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。

常に安全の維持・向上

常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。

自ら考える組織

自ら考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

顧客を意識した事業活動

顧客の意見に耳を傾け、安全・安心なサービスを提供します。

富士急静岡バス株式会社
取締役社長 斎藤 俊之

富士急静岡バス株式会社では、安全方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策に取り組み、法令及び規定を遵守し、絶えず見直しを図り、更なる輸送の安全向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表して参ります。

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

(1) 安全目標

2023年度は有責事故ゼロに向けて、輸送の安全確保に取り組んで参ります。

■ 2022年度の輸送の安全に関する目標に対する達成状況

	2022年度安全目標	実施結果
重大事故	0件	0件
有責事故	前年比50%	4件(前年比80%)
車内人身事故	0件	0件
健康起因事故	0件	0件

■ 2023年度の輸送の安全に関する目標

	2023年度安全目標
重大事故	0件
有責事故	0件
車内人身事故	0件
健康起因事故	0件

(2) 安全重点施策(2023年度)

輸送の安全に関する目標達成のため、2023年度は別紙のとおり安全重点施策を定め、全社員一丸となって取り組んで参ります。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2022年4月1日から2023年3月31日までの期間、弊社における自動車事故報告規則第2条に規定する事故はございませんでした。

4. 安全管理規定

別添「安全管理規定」参照

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通じて安全に対する意識の共有化を図ると共に、安全投資（設備更新、健康管理）を積極的に行っております。

（1）会議

「安全会議」

毎月1回、安全統括管理者主催の「安全会議」を開催します。
会議メンバーは、社長以下、安全統括管理者、現業部門として営業所長、統括運行管理者、運行管理者で構成され、当月に発生した事故分析、安全管理体制のチェック、運輸安全マネジメントの進捗状況等の確認及び、安全に係る課題の抽出、その対応策の策定と進捗に関する話し合いを行います。

「統括運行管理者会議」

毎月1回、富士急行本社の安全統括室が主催し、富士急グループ各社の統括運行管理者の出席により、安全運行に係る情報の共有、事故やヒヤリハット情報の分析や、安全確保に関する対応策の検討を行います。

「富士急グループ合同安全会議」

毎年12月、富士急行本社社長、他部門（顧客安全マネジメント実施会社）も含めた富士急グループ全社経営トップの出席により、内部監査の結果、運輸安全マネジメントに関する上期の進捗、下期の取り組みを確認すると共に、安全向上に向けた取り組みの好事例の共有と横展開等を行っています。

(2) 輸送の安全に関する投資

【2022年度輸送の安全に関する投資実績】

○健康スクリーニング

SAS × 18名

特定健診（深夜業） × 22名

薬物検査 × 30名

○設備更新

乗合バス車両 × 5台

○車両整備費等

車両修繕（オーバーホール等）、タイヤ更新等総額：99.6百万円

○教育・指導に関する費用 0.5百万円

【2023年度輸送の安全に関する投資計画】

○健康スクリーニング

SAS、MRI、特定健診（深夜業）、薬物検査：総額3百万円

○設備更新

・車両

乗合 × 3台

・車載器

ドライブレコーダ更新

○車両整備費等

車両修繕（オーバーホール等）、タイヤ更新等総額：110百万円

○教育・指導に関する費用 〈新規採用運転士教育、合宿教育、適性診断、教習所、外部教習他〉2百万円

(3) 安全運動等

実施時期	内容
4月1日～6月30日	安全運転コンクール
5月上旬	春の全国交通安全運動
7月上旬～中旬	夏の全国交通安全県民運動
7月下旬～8月下旬	夏季輸送、安全・サービス向上運動
9月下旬	秋の全国交通安全運動
12月下旬	年末年始輸送安全総点検

6. 輸送の安全に係わる情報の伝達体制その他組織体制

別添「事故発生時及び緊急時の報告連絡体制」参照

7. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

- (1) 新入社員教育は、専属の指導員が、対象者の熟練度等を勘案したプログラムにて教育を行っています。また、富士急行本社で実施する富士急グループ合同の新採用乗務員研修や定期的なフォロー研修に参加しております。
- (2) 自動車安全運転センター（安全運転中央研修所）へ毎年運転士を派遣し、運転技術や安全意識の向上を図っています。
- (3) 運行管理者一般講習または基礎講習の受講（2年毎）
- (4) 整備管理者選任後研修を受講（2年毎）
- (5) 事故惹起者に対する特別教育を実施しているほか、富士急行本社において合同の事故惹起者教育に参加しております。また、接客に関しクレーム等があった場合にも教育を実施しております。
- (6) 各営業所において、運転適性診断やドライブレコーダー、デジタルタコグラフを活用した教育で事故防止、事故回避について、自らはどう考えるかを指導しているほか、個々のカルテや地域の特性に対応した研修を適時実施しています。
- (7) 外部機関が開催する運行管理者講習や安全マネジメントセミナー、シンポジウムなどに積極的に参加しています。
- (8) 「全運転者に対して行う指導及び監督の指針（国土交通省告示 1676号）」に基づいて教育計画を策定し、教育（毎月 e-learning、各種走行訓練）を実施しております。
- (9) 富士急グループ総合防災訓練を実施するなど、防災教育に取り組んでおります。

「緊急時用バッテリー式可搬式給油機」の稼働確認訓練の実施

**8. 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び
講じようとする措置**

2022年10月2日に保安監査及び内部監査を実施、安全管理体制や安全への
取り組みについて適合性及び有効性に関し、適合であることが確認されま
した。

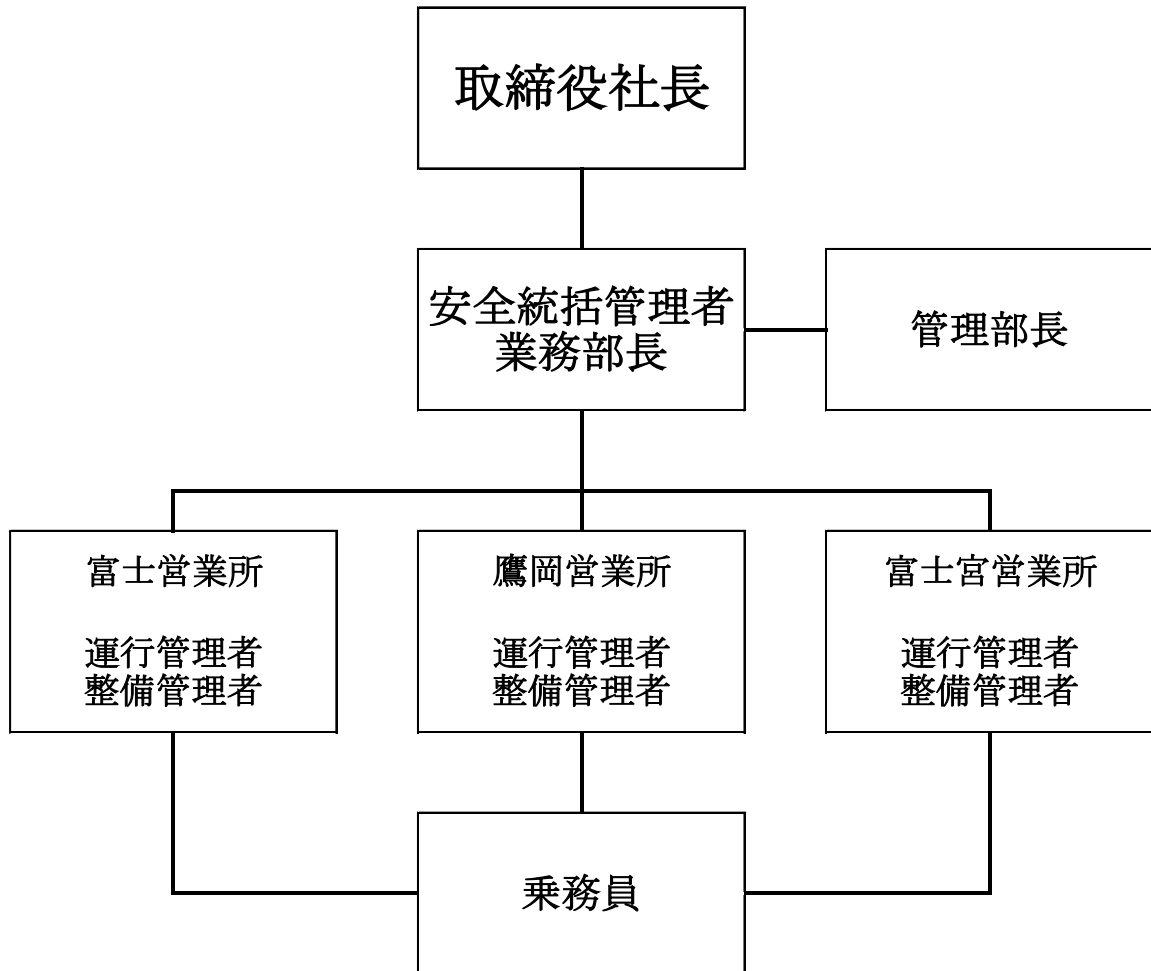
9. 安全統括管理者

業務部長 米山 淳

以上

富士急静岡バス株式会社

指揮命令系統図



事故発生時及び緊急時の報告連絡体制

